

平成27年4月27日

お客様 各位

コミュニティワン株式会社  
代表取締役社長 栗原 茂

### 再発防止への取り組みについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社コミュニティワン株式会社は、平成27年3月25日付けで所管監督官庁よりマンション管理適正化法に基づく監督処分を受けました。この件に関しまして、お客様に大変なご迷惑、ご心配をお掛け致しましたこととお詫び申し上げます。今回の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、下記のとおり再発防止に向けた取り組みを行っておりますので、ご報告申し上げます。

敬具

#### 記

#### 1. 社内研修・教育の実施

- (1) 内部統制システムの強化として「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を含め、コンプライアンスに関する研修・教育を継続実施してまいります。
- (2) 管理員に対しては、採用時の新人研修及び定期研修の際に、コンプライアンス及び現金取扱に関する社内ルールの周知を継続実施してまいります。

#### 2. 社内の業務管理体制の整備

- (1) 事業所間の相互監査及び本社業務監査部門による監査等、業務履行に関する調査・点検を定期的に実施致します。
- (2) 上記調査等を踏まえ、業務進捗の状況把握とその改善により、業務管理体制の整備に努めてまいります。
- (3) 事業所内部点検として、現金取扱のある物件に対しては、現地での手続き・処理の状況及び現金等の保管状況について年2回の点検を実施致します。現金取扱のない物件に対しても現地点検を実施致します。

#### 3. 再発防止策

- ① 当社所定の「通し番号付き三篇制預かり証」使用の徹底
  - 1) 当社所定預かり証使用の徹底中です。
  - 2) 当社所定預かり証に関する居住者向け案内文の棟内掲示の徹底中です。
  - 3) 当社ホームページに当社所定預かり証使用に関する案内文を掲出しております。
  - 4) 管理組合独自の預かり証・領収証の使用不可といたします。
  - 5) 現金の取り扱いを無くすべくキャッシュレス化を推進中です。
- ② 未収金督促の徹底
  - 1) 未収金督促業務の実施徹底を図ります。
  - 2) 全未収案件に対して請求書を発行することの徹底いたします。

以上